

国民年金記録訂正請求 認定基準・要領 (案)

国民年金記録訂正請求認定基準・要領【目次】

第1章 一般的事項	1
第1 判断を行うに当たって別に定める基準	1
第2 認定の原則	1
第3 基準の前提	1
第4 特定事案の基準と総合認定の基準との関係	1
1 特定事案の基準	2
2 総合認定の基準	2
第5 基準解釈上の留意事項	2
1 留意事項	2
(1) 定額保険料	2
(2) 関連資料関係	2
(3) 周辺事情関係	3
2 被保険者資格の推定	3
3 その他	4
第2章 認定に当たっての基準	5
第1節 特定事案の基準	5
第1 関連資料がある事案	5
1 認定基準	5
(1) 積極的な事情	5
(2) 消極的な事情	6
2 認定要領	6
第2 関連資料がな無いが周辺事情がある事案	7
1 認定基準	7
(1) 積極的な事情	7
(2) 消極的な事情	8
2 認定要領	9
第2節 総合認定の基準	10
第1 最近事案以外の認定	10
1 基本事項	10
2 事案の分類と事情評価の原則	10
(1) 事案の分類	10
(2) 事情評価の原則	11
3 認定に当たり考慮しなければならない事項	11
(1) 払出上納付が困難な事案において重視すべき事項	12
(2) 特例納付事案において重視すべき事項	12
(3) 追納事案において重視すべき事項	12
(4) 還付事案において重視すべき事項	13

第2 最近事案(※)の認定	13
1 基本事項	13
2 事案の事情評価	13
第3章 訂正すべき期間	14
第1 訂正範囲	14
1 請求期間すべてを訂正する場合	14
2 請求期間の一部を訂正する場合	14

第1章 一般的事項

第1 判断を行うに当たって別に定める基準

国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「国年法」という。)第14条の2第1項に規定する国民年金原簿に記録されている事項(以下「国年記録」という。)のうち、同項に規定する特定国民年金原簿記録についての訂正に関する判断の基準は、「社会通念に照らして、明らかに不合理でなく、一応確からしい」である。

この判断を行うに当たって、国民年金法第14条の3第1項及び厚生年金保険法第28条の3第1項の規定に基づく国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(平成●年厚生労働省告示第●号)第3の2の規定に基づき、国民年金に関する訂正請求について、国民年金記録訂正請求認定基準・要領を以下のとおり定める。

第2 認定の原則

個々の事案について判断の基準に当たるかどうかを検討し認定するためには、まず「第2章 認定に当たっての基準」に基づき事案を分類し、事案に係る関連資料及び周辺事情の収集を行い、そこから得られる個々の事情を積極的な事情(訂正の認容に対し肯定的な事情)又は消極的な事情(訂正の認容に対し否定的な事情)として評価する。

当該評価の結果に基づき、「第2章 認定に当たっての基準」の判断基準により認定する。

第3 基準の前提

この基準は、国年法第14条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき行われた国年記録に対する訂正請求を認定するためのものである。そのため、次のいずれかに該当する事案は、適格な請求とはいえないものであり、この基準で認定すべきものでないから、社会保障審議会(国年法第100条の9第1項又は第2項の規定により同法第14条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、同法第100条の9第3項の規定により読み替えて適用する同法第14条の4第3項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会)の審議を経た上で訂正請求が却下されることを前提とする。したがって、事案を処理しようとする段階においては、次に掲げる事案に該当していないことについての確認を行うものとする。

- ・ 請求者が法定の請求者適格を有していない事案
- ・ 訂正請求の内容が法定の対象記録の訂正ではない事案

第4 特定事案の基準と総合認定の基準との関係

この基準は、第2章に「第1節 特定事案の基準」と「第2節 総合認定の基準」を設けており、この2つの基準の適用関係は次のとおりである。

なお、すべての請求期間について、請求期間の全部が特定事案の基準に該当する事案については、年金事務所の段階で記録訂正されるものである。

1 特定事案の基準

基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の事案〔(※)、以下「最近事案」という。〕以外の事案であって、請求期間の一部が特定事案の基準に該当するときは、その該当する一部の期間について、特定事案の基準で訂正の認定を行う。

(※) 請求期間に基礎年金番号の導入後の平成9年1月以降の期間を含む事案、又は平成9年1月前の請求期間に対する保険料納付等を同月以降に行ったとしている事案

2 総合認定の基準

最近事案以外の事案であって、そのうち特定事案の基準に該当しない期間(すなわち消極的な事情がある期間)に係る部分と、最近事案については、総合認定の基準で訂正、不訂正の認定を行う。

第5 基準解釈上の留意事項

以下に掲げた事項については、この基準を解釈する上で必要となるので、第2章以降を参照する際にはこれに留意すること。

1 留意事項

(1) 定額保険料

「定額保険料」とは、国年法第 87 条の規定により被保険者が納付すべき保険料のことをいい、付加保険料を含まないこと。

(2) 関連資料関係

ア 確定申告書(控)

支払った国民年金保険料は所得控除できるため、確定申告書の社会保険料控除の欄に当該年中に支払った国民年金保険料の金額の記載がある場合は、参考にすることが可能である。とりわけ、「請求内容に対応する確定申告書(控)」「請求期間の制度上納付すべき保険料の額に相当する金額が確定申告書の社会保険料控除の内訳欄に記載されているものをいう。」の存在は、保険料納付の直接的な証拠になるので、十分な検討を行うこと。

イ 家計簿

家計簿とは、いわゆる家計簿記帳のことであり、確定申告書同様、支払った国民年金保険料について支出記載がある場合は、参考にすることが可能である。とりわけ、「請求内容に対応する家計簿」の存在は、保険料納付の直接的な証拠になるので、十分な検討を行うこと。

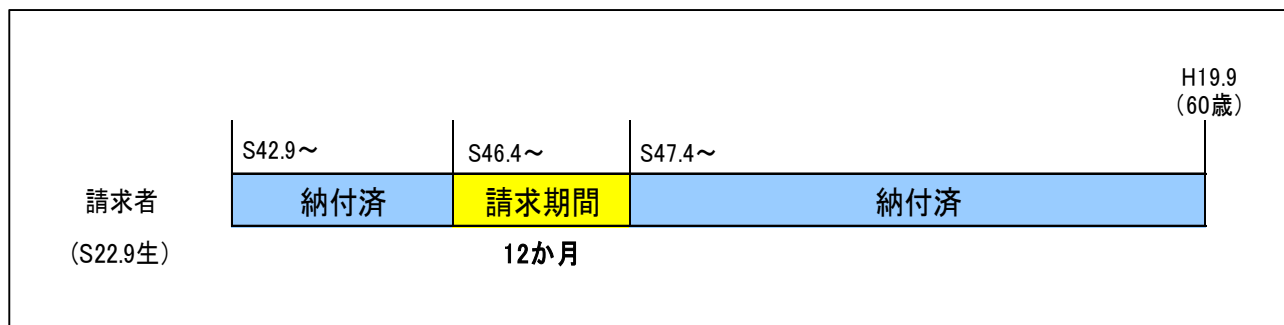
ウ 預り証

国民年金は、行政機関が直接被保険者から保険料を徴収する仕組みであるため、保険料徴収の確実性や経済性の面から地域コミュニティを活用した集金制度が育成された経緯がある。そのため、こうした中間的な団体が被保険者を個別訪問して保険料を集金し、まとめて行政機関に納付する「納付組織」と呼ばれる団体が機能していたことから、集金時に預り証が交付されるのは珍しいことではなかった。こうしたことから、預り証は、領収証書に匹敵する保険料支払の直接的な証拠となるが、様式や記載方法が統一されておらず、その真正性に関し判断しにくいものも多く見られる。そのため、「納付組織の預り証」が請求者から提示された場合には、市区町村の回答や近隣住民の証言などによって、請求者が納付したと主張する当時、当該居住地域において、当該居住市区町村の委託を受け、自治会、町内会、納税組合等の社団又は国民年金収納員等の称号の個人が国民年金保険料の集金等の活動を実施していたかどうかについて十分な調査を行うこと。

(3) 周辺事情関係

ア 「未納期間」又は「未納」とは、国民年金原簿上の記録において、被保険者であったことが記録されているが、訂正請求時において保険料を納付した事実が記録されていない状態をいう。したがって、被保険者として記録されていない期間(未加入期間)は「未納期間」又は「未納」に含まないので注意すること。

イ 請求期間は、国年記録の訂正を求める連続した一つの期間をもって数えること。たとえば、下図の場合、請求者の国年記録のうち昭和 46 年4月から 47 年3月までの 12 か月を「1つ」と数える。



ウ 期間の長さは、保険料の納付を要する月数で数えること。

エ 国民年金保険料は被保険者だけでなく、世帯主や配偶者も連帯して納付義務を負っている。また、国民年金保険料の納付を定期的に行っている家庭では、そのことが夫婦間で公共料金を日常的に負担していることと同様な意識レベルに達しているといえる。そのため、配偶者の保険料納付状況は請求者の納付状況を間接的にうかがい知る資料になる。この基準においては、「配偶者」には、事実上婚姻関係にあった者を含み、「同居親族」は、日常生活を共同していた状態に置かれていた者のことをいうこととしており、また、自営業の店などに住み込みで働き、自営業者の家族に生計を依存していたような場合は、当該家族を同居親族とみなして取り扱うので注意すること。

オ 「国民年金手帳記号番号の払出日」については、払出簿(払出簿と同様の機能を備えた帳簿を含む。)に明確な記載が無い場合は、当該番号の前後の番号が付番されている者の中で、任意加入で新規に資格を取得した者の当該取得年月日(任意加入申出年月日が資格取得日)などから推定される時期とすること。

カ 「納付日が同一」については、関係者の国民年金原簿で確認できる納付日だけでなく、関係者が所持している資料、市区町村名簿等の資料によって確認できるものを含むこと。

キ 「国民年金第1号被保険者期間」については、昭和 61 年4月前の期間は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)による改正前の国年法による強制被保険者に係る被保険者期間をいうこと。

2 被保険者資格の推定

訂正請求時において国民年金原簿に被保険者資格が記録されていない、いわゆる未加入の期間については、被保険者資格の訂正請求が無い場合であっても、保険料納付等を理由とした訂正請求があれば、それに被保険者資格に係る訂正請求が包含されているものとし、当該納付等を事実と認定する期間は、納付当時において被保険者としての資格が記録されていたと推定すること。

3 その他

被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合において、以下の表の左欄に掲げる者が訂正請求をする場合であって、請求期間に係る被保険者又は被保険者であった者について記述している場合は、「請求者」とあるのは同表の右欄に掲げる者に読み替えるものとする。

国民年金法第 19 条の規定により未支給の年金の支給を請求することができる者	死亡した年金給付の受給権者
遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子	死亡した被保険者又は被保険者であった者
国民年金法第 49 条の規定により寡婦年金を受けることができる妻	死亡した夫
国民年金法第 52 条の2の規定により死亡一時金を受けることができる遺族	死亡した被保険者又は被保険者であった者

第2章 認定に当たっての基準

第1節 特定事案の基準

国民年金原簿に対する訂正請求事案のうち、最近事案以外の事案であって、請求期間の一部について特定の積極的な事情が存在すると認められる事案について、その一部の期間の認定は、次の基準による。

第1 関連資料がある事案

1 認定基準

(1) 積極的な事情

請求期間のすべてが国民年金に関わる事案であって、次のアからエまでのいずれかの要件に該当する事案であること(次の(2)に該当する事案を除く。)

ア 請求期間に対応する国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳又は金融機関の出金記録がある場合

この場合、請求者の属する世帯に請求者以外の国民年金被保険者がいるときは、当該請求者以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

イ 請求期間に対応する確定申告書(控)があり、次のすべての要件に該当する場合

(ア) すべての確定申告書(控)が、請求期間当時に作成されたものと認められること

i 提出された確定申告書(控)が、申告の対象となる年が印字された税務署所定の様式であること

ii 加筆修正の形跡など、明らかに請求期間当時に作成されたものと認められない事由がないこと

(イ) すべての確定申告書(控)の社会保険料控除欄に「国民年金」との記載があり、記載されている金額が実際に必要となる金額と一致していること

ただし、請求期間の国民年金保険料額の1か月分以内で確定申告書(控)に記載されている「国民年金」の支払保険料額が超過している場合は、一致しているものとして取り扱うこと

この場合、請求者の属する世帯に請求者以外の国民年金被保険者がいる場合は、当該請求者以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること

ウ 請求期間に対応する家計簿があり、次のすべての要件に該当する場合

(ア) 提出された家計簿について、次のすべての要件に該当し請求期間当時に作成されたものと認められること

i 外見の経年劣化や他の品目の価格等により、請求期間当時に作成されたものと認められること

ii 加筆修正の形跡など、明らかに請求期間当時に作成されたものと認められない事由がないこと

(イ) 請求期間を含み1年以上の家計簿が現存すること

(ウ) 家計簿に記載されている金額が実際に必要となる金額と一致していること

ただし、請求期間の国民年金保険料額の1か月分以内で家計簿に記載されている金額が超過している場合は、一致しているものとして取り扱うこと

この場合、請求者の属する世帯に請求者以外の国民年金被保険者がいるときは、当該請

求者以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること
エ 未納・未加入期間に対する保険料納付の請求であって、請求者が請求期間のすべてについて、次のすべての要件を満たす納付組織の預り証(納付組織等の代表者等が発行した保険料を領収した仮領収書など)を所持している場合

- (ア) 納付組織の代表者等の領収印が押印されていること
- (イ) 請求者の氏名がフルネームで記載されていること
- (ウ) 金額の記載のある場合には、請求期間に納付すべき制度上の国民年金保険料と一致していること
- (エ) 預り証の記載内容と請求内容に矛盾がないこと、具体的には、
 - i 預り証については、事後的に手が加えられていない等、請求期間の当時に作成され、使用していたものと認められること
 - ii 預り証に係る納付組織が存在し、請求期間において国民年金保険料の収納を行っていたと認められること

(2) 消極的な事情

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する期間は、特定事案の基準に該当しない期間であること。

ア 最近事案の場合

イ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合

- (ア) 社会保険オンラインシステムの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、請求者が納付したと主張する時期において、請求期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合(1(1)のエに該当する場合を除く。)
- (イ) 請求者が納付したと主張する時期(1の(1)のエに該当する場合であって、預り証に領収日の記載がある場合はその日。)において、請求期間の一部又は全部の保険料が時効により納付することができない場合
- (ウ) 任意加入被保険者期間の訂正請求であって、請求者が納付したと主張する請求期間が、手帳記号番号払出簿による国民年金手帳記号番号払出日の前の期間である場合
- (エ) 請求者が市区町村で納付したと主張する時期が、当該市区町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合
- (オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合
例えば次の i から iv までのいずれかに該当する場合が考えられる。
 - i 上記(ア)から(エ)までに該当しないものであって、請求期間について納付書が発行されていないと考えられるもの(1(1)のエに該当する場合を除く。)
 - ii 納付したと主張する時期において免除の記録があるもの
 - iii 請求期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張しているもの(口座振替制度開始前に口座振替で納付したとする主張するもの等。)
 - iv 20 歳到達前の期間や昭和 61 年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を訂正請求しているもの

ウ 請求期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合

2 認定要領

関連資料に基づき納付していたものと認定される請求期間が国民年金原簿に被保険者であったと記録されていない場合は、当該保険料納付事実の認定によって、その期間中は国民年金被保険者の資

格が記載されていたと推定すること。

第2 関連資料が無いが周辺事情がある事案

1 認定基準

(1) 積極的な事情

請求期間のすべてが国民年金に関わる事案であって、次のアからオまでのいずれかの要件に該当する事案であること(次の(2)に該当する事案を除く。)

ア 1年以下の未納期間に対する現年度の保険料納付に係る事案であって、次のすべての要件に該当する場合

(ア) 請求期間が1つの事案であること

(イ) 請求期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと

(ウ) 次のいずれかの納付を認める積極的な事情が存在すること

ただし、次の i から iii までの納付済みの記録については、特例納付又は過年度納付によるものと確認されないこと

i 請求期間と同期間において配偶者〔国民年金に加入する配偶者がいない場合には国民年金に加入するすべての同居親族(2親等以内の者に限る。以下この節において同じ。〕が納付済み(第3号被保険者期間を除く。)であること

ii 請求期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

iii 請求期間の前又は後に連続する国民年金の加入期間が、当初は未納期間であったが、当該期間に係る領収書又は被保険者名簿の納付記録等により、日本年金機構において納付記録が納付済みに訂正された経緯があること

イ 現年度・過年度納付を問わず、1年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次のすべての要件に該当する場合

(ア) 請求期間が1つの事案であること

(イ) 請求期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと

(ウ) 請求期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

ウ 現年度・過年度納付を問わず、2年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次のすべての要件に該当する場合

(ア) 請求期間が1つの事案であること

(イ) 請求期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと

(ウ) 請求期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること

(エ) 請求期間と同期間において配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金に加入しており、かつ、納付済み(第3号被保険者期間を除く。)であること

エ 未納期間に対する過年度の保険料納付に係る事案であって、次のすべての要件に該当する場合

(ア) 請求期間が1つの事案であること

- (イ) 請求期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと
- (ウ) 請求期間が手番払出日前の期間であり、かつ、当該払出日において、請求期間のすべてについて過年度納付が可能であったこと
- (エ) 手番払出日において過年度納付ができる期間のうち、一部の期間については、保険料納付済期間と記録されていること

オ 現年度・過年度納付を問わず、未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次のすべての要件に該当する場合

- (ア) 請求期間が2つ以内の事案であること
- (イ) 請求期間の合計が2年以内の事案であること
- (ウ) 請求期間のすべてについて、同居親族全員が納付済みと記録されていること
- (エ) 請求期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、請求期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがあること

(2) 消極的な事情

次のアからキまでのいずれかの要件に該当する期間は、特定事案の基準に該当しない期間であること。

ア 最近事案の場合

イ 特例納付に係る事案である場合

ウ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合

- (ア) 社会保険オンラインシステムの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、請求者が納付したと主張する時期において、請求期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できるもの
- (イ) 請求者が納付したと主張する時期において、請求期間の一部又は全部の保険料が時効により納付することができないもの
- (ウ) 任意加入被保険者期間の訂正請求の場合であって、請求者が納付したと主張する請求期間が、手帳記号番号払出簿による手番払出日の前の期間であるもの
- (エ) 請求者が市区町村で納付したと主張する時期が、当該市区町村に転入届が提出されるよりも前の時期であるもの
- (オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合
例えば次の i から vi までのいずれかに該当する場合が考えられる。

- i 上記(ア)から(エ)までに該当しない場合であって、請求期間について納付書が発行されていないと考えられるもの
- ii 納付したと主張する時期において免除の記録があるもの
- iii 請求期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張しているもの(口座振替制度開始前に口座振替で納付したとする主張等。)
- iv 過年度の国民年金保険料を市区町村に納付したと主張しているもの
- v 過年度の国民年金保険料を納付書によらない方法で納付したと主張しているもの
- vi 20歳到達前の期間や昭和61年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を主張しているもの

エ 請求の内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾する場合(上記1の(1)のアに該当する場合を除く。)

例えば次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合が考えられる。

(ア) 請求期間の保険料につき、配偶者又は同居親族のいずれかの者の保険料と併せて納付したと主張している場合であって、請求者が納付を行ったとされる者の年金記録においても、当該期間については全部又は一部が保険料納付済期間以外の期間として記録されているもの

(イ) 現年度において請求者は3か月に1度定期的に納付していたと主張している場合であって、年金記録において確認できる納付状況は、前納や過年度納付など不規則な納付であったことが記録されているもの

オ 請求者自身(上記1の(1)のオに該当する場合は、請求者自身又は生存中の同居親族とする。)が請求期間の納付を行っていない場合(上記1の(1)のアに該当する場合を除く。)

カ 請求期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く憶えていないなど具体性に欠ける請求内容である場合(上記1の(1)のアに該当する場合を除く。)

キ 請求期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合

2 認定要領

請求期間に対応する確定申告書(控)、家計簿、口座振替記録がある預貯金通帳若しくは金融機関の出金記録又は預り証等のいずれかの資料の提出があり、「第1 関連資料がある事案」の基準に該当しなかった場合は、当該認定基準に該当するものではないこと。

第2節 総合認定の基準

第1 最近事案以外の認定

1 基本事項

最近事案以外の事案であって、そのうち特定事案の基準に該当しない期間(すなわち消極的な事情がある期間)に係る部分についての国民年金原簿に対する訂正請求の認定については、請求者が保存していた資料はもとより、国民年金原簿の記録の変遷、国民年金制度の発展過程における市区町村事務や年金事務所事務を踏まえた加入手続や法定検認(印紙による検認)・規則検認(納付書方式)の事務の実態、納付組織の有無、市区町村における広報内容、近隣住民・関係者の証言その他参考になると思量される様々な資料を丹念に収集し、そこから得られる事情に基づいて、次の「2 事案の分類と事情評価の原則」及び「3 認定に当たり考慮しなければならない事項」を踏まえ総合的に認定する。

2 事案の分類と事情評価の原則

総合認定の対象となる事案は、国年記録の内容と請求要旨に基づいて、関連資料のある事案と周辺事情のある事案に大別され、さらに、関連資料のある事案は6に、周辺事情のある事案は12に分類することができる。それぞれの類型を定義すると、おおむね次の(1)に分類されるので、当該分類を意識し、同種の先例を参考にしながら事案にみられる事情を(2)を参考に評価し、総合的に認定する。

なお、分類については、あくまで代表的類型であり、事案ごとに一律ではないことから、1つの事案が複数の分類に該当する場合もある。このため、そのような場合の総合認定に当たっては、各分類の先例に見られた評価上の観点を組み合わせ、あるいは類推応用するなどし、全体として公正な認定を行うものとする。これは、同月内の資格取得の日が1日違うというような被保険者資格のみの訂正を求めている訂正請求や、納付済みと記録されている期間について被保険者資格も含めその全部が自分の記録でないと存在する記録の不存在を求めるような訂正請求などの次の(1)のタイプのいずれにも当てはまらない訂正請求を総合認定する場合にあっても同様である。

(1) 事案の分類

ア 関連資料のある事案の分類

- (ア) 預貯金通帳のある事案
- (イ) 確定申告書のある事案
- (ウ) 家計簿のある事案
- (エ) 給与明細のある事案
- (オ) メモのある事案
- (カ) 領収証書のある事案

イ 周辺事情のある事案の分類

- (ア) 納付状態が比較的良好な請求者の事案
- (イ) 事務処理過誤が疑われる事案
- (ウ) 集金関係者等の証言がある事案
- (エ) 市区町村等の資料によって請求内容を下支えする又は疑う事実が確認できる事案
- (オ) 国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、請求期間の納付が困難である事案

- (カ) 具体的な納付状況が不明な事案
- (キ) 納付したとする保険料が付加保険料である事案
- (ク) 納付したとする保険料が特例納付の保険料である事案
- (ケ) 請求内容が保険料の免除に関するものである事案
- (コ) 納付したとする保険料が追納の保険料である事案
- (サ) 請求期間の保険料が還付された記録がある事案
- (シ) 請求内容が種別変更(第3号被保険者)に関するものである事案

(2) 事情評価の原則

収集した事情は、基本的に請求内容の正当性を積極的に支持し請求を認める方向へ作用するもの(積極的な事情)、請求内容を否定し、あるいは積極的な事情を疑わせ請求を認めない方向へ作用するもの(消極的な事情)に区分される。このため、事情の評価については、収集した様々な事情1つ1つについて、請求内容(請求期間を保険料納付済期間訂正することを求めている事案の場合でいえば、「いつ」、「誰が」、「どこで」、「何を」、「なぜ」、「どのように」納付したかといった観点)との整合性を検討し、積極的な事情と消極的な事情となるものを評価する。

なお、国民年金の事案の中で最も訂正請求の件数が多い保険料を納付したとする事案の場合、次のようなものを、積極的な事情や消極的な事情として、おおむね評価するので参考とすること。

ア 積極的な事情として評価するもの

次に掲げる事情に相当する事情については、原則、積極的に評価すること。

なお、次の(ア)又は(イ)の事情がある場合は、基本的に当該請求を認める方向で検討すべきものである。

- (ア) 「第1節 特定事案の基準」に掲げられている積極的な事情
- (イ) 請求期間が含まれる年度について、請求期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しない。
- (ウ) 納付組織等集金関係者の証言により、請求期間当時の集金の実態が確認できる。
- (エ) 請求者が請求期間の保険料を納付したことを裏付ける関係者の証言がある。
- (オ) 加入又は納付の手続を行ったとする市町村役場の支所、出張所等において、当時、これらの手続が行われていたことが確認できる。
- (カ) 国民年金と厚生年金の切替えに伴い、国民年金の資格得喪手続を適切に行っている。
- (キ) 国民年金の加入と同時期に加入したとする国民健康保険について、国民年金に加入したと申し立てている時期に加入手続が行われており、その加入日が国民年金の資格取得日と同一である。
- (ク) 近接する時期に生じた類似内容の請求が当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。

イ 消極的な事情として評価するもの

次の事情は、原則、消極的に評価すること。

- (ア) 「第1節 特定事案の基準」において掲げられている消極的な事情
- (イ) 上記アの(ア)から(キ)までの積極的な事情に相反する事情

3 認定に当たり考慮しなければならない事項

上記2(1)における分類によっては、その分類の類型の特性から、認定に当たり考慮しなければならないいくつかの事項がある。このため、総合認定は、基本的に先例との均衡によって行うが、その場合でも次の評価点を重視して行うものとする。この場合、上記2の(1)のイの(オ)、(ク)、(コ)、及び(サ)

の事案については、次の(1)から(4)までのそれぞれに掲げた重視すべき事項にすべて該当するものについては、基本的に当該請求を認める方向で検討するものとする。

(1) 払出上納付が困難な事案において重視すべき事項

上記2の(1)イの「(オ) 国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、請求期間の納付が困難である事案」の評価に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。

- ア 請求期間についての加入や納付を裏付ける具体的な供述があること(年金手帳、納付金額等)。
- イ 個別事案に即した裏付け資料があること(同居親族の納付状況、証言等)。
- ウ 請求期間後に未納がないこと。
- エ 請求内容を否定する事情がないこと。
- オ 払出時期からみた納付の困難性を打ち消す事情があること。

(2) 特例納付事案において重視すべき事項

上記2の(1)イの「(ク) 納付したとする保険料が特例納付の保険料である事案」の評価に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。

- ア 特例納付期間内であること。
- イ 特例納付した金額の記憶が実際に必要になる金額におおむね一致していること。
- ウ 記録上強制加入期間であったこと。
- エ 特例納付後については未納が無いなど、請求内容に不自然さがないこと。
- オ 特例納付を行ったとする場所は、当時納付ができる場所であったこと。
- カ 少なくとも1つは個別事案に即した裏付け資料があること。具体的には、以下のような関連資料又は周辺事情があること。

(関連資料の例)

- ・ 特例納付を行ったとする時期に、納付したとする保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されていることが確認できる預貯金通帳等
 - ・ 納付したとする保険料に相当する金額が記載されている確定申告書(控)等税務関係資料
 - ・ 特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている当時の家計簿等
- (周辺事情の例)
- ・ 請求者が請求期間の保険料を特例納付で納付したことを裏付ける関係者の証言がある。
 - ・ 請求者が特例納付できることを知ったとする広報誌等に特例納付に係る記事が掲載されている。
 - ・ 近接する時期に生じた類似内容の請求が当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。

(3) 追納事案において重視すべき事項

上記2の(1)イの「(コ) 納付したとする保険料が追納の保険料である事案」の評価に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。

- ア 追納できる期間内であること。
- イ 納付した金額の記憶が実際に必要になる金額におおむね一致していること。
- ウ 記録上保険料免除期間であったこと。
- エ 追納後については未納が無いなど、請求内容に不自然さがないこと。
- オ 少なくとも1つは個別事案に即した裏付け資料があること。具体的には、以下のような関連資料又は周辺事情があること。

(関連資料の例)

- ・ 追納を行ったとする時期に、納付したとする保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されていることが確認できる預貯金通帳等
- ・ 納付したとする保険料に相当する金額が記載されている確定申告書(控)等税務関係資料
- ・ 追納を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている当時の家計簿等

(周辺事情の例)

- ・ 請求者が請求期間の保険料を追納したことを裏付ける関係者の証言がある。
- ・ 請求者が追納できることを知ったとする広報誌等に追納に係る記事が掲載されている。
- ・ 近接する時期に生じた類似内容の請求が当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。

(4) 還付事案において重視すべき事項

上記2の(1)イの「(サ) 請求期間の保険料が還付された記録がある事案」の評価に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。

- ア 誤還付であることが明らかなこと。
- イ 還付整理簿に請求者の記載がないこと。
- ウ 還付記録自体に不自然さが見られること。
- エ 請求内容を否定する事情がないこと。

第2 最近事案(※)の認定

1 基本事項

基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、被保険者1人ひとりに1つの基礎年金番号が付与され、この番号がなければ保険料を納付できなくなったことから、平成9年1月前と以後とでは、記録訂正に係る認定の前提が本質的に異なる。そのため、最近事案については、国民年金原簿の記録を覆すような関連資料及び周辺事情が必要であり、請求期間が短い、配偶者が納付しているといった外形的に把握される積極的な周辺事情だけで当該請求理由の事実の存在を認定することは適当でない。つまり、最近事案は、確実と認められる関連資料が存在するものか、又は請求者側の行為とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情が存在しており、それらを総合すると請求理由が真実である可能性が極めて高い状態に達しているもののみを認定する。

2 事案の事情評価

最近事案の認定については、請求理由が真実である可能性が極めて高い状態に達していることを要するため、基本的に、国民年金原簿の記録が正しいものとし、それでもなお、収集した関連資料及び周辺事情から確実と言い得る状態に至っていなければならない。

したがって、関連資料が無く、かつ請求者側の行為とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような積極的な周辺事情が無い事案については、たとえそれ以外の積極的と目される事情が存在したとしても、それらは積極的に評価しない。

第3章 訂正すべき期間

第2章の認定の結果、当該請求に係る「記録過誤が存在するも」と認定した事案の訂正すべき期間は次による。

第1 訂正範囲

1 請求期間すべてを訂正する場合

記録過誤が存在すると認定した結果に基づき、訂正請求された被保険者期間の全部が訂正すべき期間であるときは、その訂正請求期間すべてについて、訂正の決定をする。

なお、この際「第1章 第5 2被保険者資格の推定」に留意すること。

2 請求期間の一部を訂正する場合

記録過誤が存在すると認定した結果に基づき、訂正請求された被保険者期間の一部が訂正すべき期間であるときは、その一部の期間につき訂正の決定をし、他の期間については不訂正の決定をする。

なお、当該訂正すべき期間については、「第1章 第5 2被保険者資格の推定」に留意すること。